

# 犬山市立城東中学校改築工事等基本設計者選定プロポーザル参加表明書等作成要領

(令和7年1月20日)

## 1 基本事項

本プロポーザルは設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求め設計者を選定するものであるため、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。

具体的な設計作業は契約後に、犬山市立城東中学校改修のための検討会等での意見を設計内容に反映させて進めていくため、提案された内容すべてが設計等の条件になるものではない。

## 2 記入要領及び注意事項

### (1) 同種・類似業務実績について（様式 B、C）

- ①同種または類似業務実績とは、平成26年4月以降に設計を受託契約したものと  
する。
- ②同種業務とは、学校施設環境改善交付金交付要綱別表1（平成23年4月1日23文科施第3号）に規定する長寿命化改良事業の基本設計または実施設計とする。
- ③類似業務とは、学校施設環境改善交付金交付要綱別表1（平成23年4月1日23文科施第3号）に規定する構造上危険な状態にある建物の改築（延床面積2,000㎡以上）の基本設計、実施設計または劣化度状況調査に基づく学校施設の長寿命化計画の策定とする。
- ④平成26年4月以降の同種又は類似業務の実績について、同種業務の実績を優先するものとする。同種の業務実績が、様式Bについては10件に、様式Cについては3件に満たない場合は実績のある同種又は類似業務のみを記入して後は空欄とする。
- ⑤記載した業務については契約書（表紙のみでよい）の写しを提出すること。

### (2) 様式 E について

- ①枚数は全体でA3用紙3枚以内とする。業務の実施方針、取組み体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項（生徒、学校関係者、利用者等の要望、意見の汲み上げと調整方法等を含む）等を簡潔に記述する。
- ②提案は文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。文字は読みやすい文字で10ポイント以上とする。
- ③視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易

でない表現をしてはならない。

※参考資料「技術提案における許容される表現と許容されない表現の具体例」を参照すること。

④提案の評価は、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。

⑤説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならない。

※技術提案において、許容されない視覚的表現があった場合は、事務局で識別できないよう該当箇所を黒塗りする等の加工を行い、審査に回る。

⑥本プロポーザル（技術提案）のテーマは、つぎの3項目とするが、提案にあたっては「犬山市立城東中学校改築等基本構想」に留意して作成すること。

A, 城東中学校と城東小学校の施設共有について (城東中学校と道路を挟んで隣り合う城東小学校の共有できる施設の提案)
B, 工事中の学校運営のあり方について (基本構想(3)基本構想詳細を基本に、工事順序と規模、それに伴う校舎配置計画及び教室・グラウンドの利用計画、仮設校舎の利用の有無及び利用方法)
C, 中学校独自の新しい学び (学校全体のまとまり、少人数学級・少人数指導を支える教室配置計画、教科担任制、教育・進路相談、通級指導教室・特別支援教室の充実、ICTの活用、多目的スペースの活用方法、学校図書館活用教育、アクティブラーニング、居場所)

### 3 その他

(1) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とする。

(2) 技術提案書提出後においては、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

(3) 技術提案書の取り扱い

①提出された技術提案書を市の了解なく公表、使用してはならない。

②提出された技術提案書は選定を行う作業に必要な場合において、複製を作成することがある。なお、この場合においても市の文書保存期間の終了後に技術提案書及び複製は廃棄する。

③提出された技術提案書及びその複製は、上記②以外に提出者に無断で使用しないものとする。

(4) 技術提案書の作成のために市より受領した資料は、了解なく公表、使用してはならない。